

第1節 リスクコミュニケーションの充実

1 リスクコミュニケーションの推進

平成15（2003）年に「食品安全基本法」（平成15年法律第48号）が施行されたことにより、有害な微生物や化学物質などの食品に含まれる危害要因を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを適切なレベルに低減するための枠組みである「リスクアナリシス」が我が国の食品安全行政に導入されました。

リスクアナリシスは「リスク評価」、「リスク管理」及び「リスクコミュニケーション」の三つの要素からなっています。この枠組みに基づき、リスク評価機関である食品安全委員会と、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省、消費者庁等が連携・協力して、食品安全行政を展開しています。

このうち、リスクコミュニケーションについては、リスクアナリシスの全過程において、消費者・生産者・食品関連事業者・行政などの関係者間での意見交換を行うとともに、パブリックコメント等を行うことにより公正性や透明性を確保し、国民の意見をリスク評価やリスク管理措置の決定に反映させています。また、食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるため、各種会合や資料を公開するほか、意見交換会の開催、意見・情報の募集、ホームページ、メールマガジン、SNS等による情報発信等を行っています。

2 意見交換会

食品安全性等に関するリスクコミュニケーションの取組の一つとして、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省等が連携して、消費者をはじめとする関係者間での意見交換会を開催しています。

平成28（2016）年度は、関係府省庁で連携し、「食品中の放射性物質」、「牛海綿状脳症（BSE）」、「健康食品」「食品の安全を守る取組」をテーマとした意見交換会を全国各地で開催しました。

「食品中の放射性物質」に関しては、平成23（2011）年度から関係府省庁で連携し、重点的に取り組んでいます。東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から5年以上が経過したことから、今後の対策と検査の在り方について考える意見交換会「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質に対する取組と検査のあり方を考える～」を平成28（2016）年8～9月に福島県及び東京都で開催しました。また、平成29（2017）年1～2月には、福島県、東京都及び大阪府にて、「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質の検査のあり方を考える～」を開催し、平成29（2017）年度以降の検査の案を示すとともに、今後の食品中の放射性物質検査のあり方について参加者と意見交換を行いました。

平成28（2016）年12月には、東京都及び兵庫県で「食品に関するリスクコミュニケーション～牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する意見交換会～」を開催しました。

平成29（2017）年1月には、徳島県と連携し、健康食品の安全性・有効性、表示の在り方等の基本的な知識を共有するとともに、健康食品と上手に付き合っていく方策について考える意見交換会「食品に関するリスクコミュニケーション～健康食品との付き合い方を考える～」

を開催しました。

平成29（2017）年3月には、消費者の不安や要望を伺い、食品の安全を守るための行政の取組を紹介することを目的とした意見交換会「食品に関するリスクコミュニケーション 食品の安全を守る取組～農場から食卓まで～」を大阪府及び東京都で開催しました。

加えて、新たな取組として、全国4会場（東京都2会場、宮城県、大阪府）で実施された親子参加型イベントに出展し、小学生とその保護者に食品安全に関する情報提供（ミニセミナー、ワークショップ）を実施しました。また、同会場にて食品中の放射性物質に関するステージプログラムを行いました。

なお、意見交換会等で使用した資料や議事録は、関係府省庁のホームページにおいて公開しています。

消費者庁では、地方公共団体や消費者団体等と連携しながら、食品に関する身近なリスクと安全について、消費者、事業者、専門家等の情報共有・理解促進のための意見交換を実施しています。中でも、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては引き続き重点的に取り組んでおり、関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携し、消費者が正確な理解に基づき行動できるよう、また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による水産物を含めた被災地の食品に対する風評被害の防止の観点も踏まえ、意見交換会等を実施しており、平成28（2016）年度は100回開催しました。さらに、文部科学省との連携を図り、学校関係者へのメールマガジンによる情報提供や、PTAなどの関係団体に働きかけて意見交換会を開催すること等を通じて、不安に感じている保護者の方々へ正確な情報を届けています。加えて、食品に関するリスクコミュニケーション研究会を開催し、消費者庁の今後のリスクコミュニケーションの取組方向について報告書を取りまとめました。今後は、報告書の内容を踏まえ、これまでの福島県を中心とした取組から、消費地での取組に重心を移すとともに、効果的な手法を検討し、正確な情報提供を行い、消費者理解の増進を図っていく予定です。

食品安全委員会では、毎年度策定する食品安全委員会運営計画に基づき、食品安全委員会が行う食品健康影響評価（リスク評価）結果等への理解の促進等のため、リスクアセスメント、食中毒等をテーマとして取り上げ、地方公共団体とも連携しつつ、意見交換会を開催しました。また、食育の一環として、消費者に対する食品安全教育のため、地方公共団体等への講師派遣、報道関係者や消費者団体等との意見交換会を実施し、積極的な情報提供や意見交換に努めています。さらに、牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（健康と畜牛のBSE検査の廃止）に係るリスク評価案について一般消費者を対象とした説明会を開催しました。意見交換会で使用した資料や議事概要は、ホームページにおいて公開しています。

厚生労働省では、消費者に食品の安全性確保について理解を深めていただくために、輸入食品等についての意見交換会を開催するほか、地方厚生局及び検疫所において施設見学等を含む意見交換会を開催しました。また、地方公共団体等が主催する意見交換会や講習会等の機会を活用し、情報・意見の交換に努めています。

農林水産省では、本省、地方農政局等において消費者との懇談会、消費者や事業者への説明会等の開催を通じて、食品の安全確保に係るテーマや動植物の防疫等について積極的な情報提供に努めています。



動物検疫所見学・説明会におけるデモンストレーション



意見交換会の様子

平成28年度における 意見交換会の主な開催テーマ

- ・食品中の放射性物質の検査の在り方を考える（消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）
- ・牛海綿状脳症（BSE）対策（消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）
- ・健康食品との付き合い方を考える（消費者庁、厚生労働省、農林水産省）
- ・食品の安全を守る取組（消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）
- ・食品添加物（消費者庁）
- ・リスク評価結果等：牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し、リスクアセスメント、食中毒（食品安全委員会）
- ・輸入食品の安全性確保（厚生労働省）
- ・HACCPに基づく衛生管理（厚生労働省）
- ・動物検疫（農林水産省）

また、「子ども霞ヶ関見学デー」では、各府省庁において工夫を凝らしながら、取組を進めています。例えば、厚生労働省では、子供が食の安全について学ぶきっかけになるよう、食の安全に関するクイズや輸入コーヒー豆のサンプリング体験、手洗い方法や宇宙食の安全性等に関する講習等を実施し、494名の子供達が参加しました。また、食品安全委員会では、「ジュニア食品安全委員会」を開催しました。「食品の安全はだれが守るの？」をテーマに、クイズと解説を行った後、参加した小学生と委員との間で、質疑応答や意見交換を行いました。さらに、消費者庁では、小・中学生を対象に、「食品中の放射性物質」等を学ぶ参加型プログラムを実施しました。



子ども霞ヶ関見学デーの様子（厚生労働省）

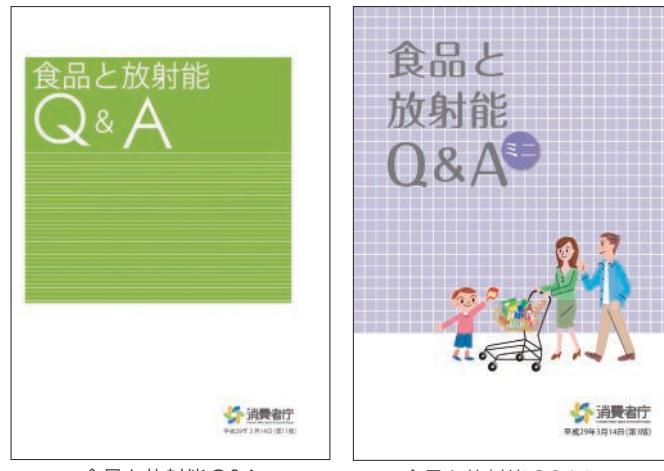
3 食品の安全性に関する情報提供

食品の安全に関する情報については、消費者庁及び食品安全委員会が国民からの情報を、食品安全委員会及び厚生労働省（国立医薬品食品衛生研究所）が国内外の食品安全関係情報を、厚生労働省が食中毒情報等を収集し、必要に応じ、関係府省庁で隨時共有を行っています。

消費者庁では、これらの関係府省の総合調整を行うとともに、消費者の目線で分かりやすい情報提供に努めています。食品の安全に関する注意喚起や回収情報、報道発表や地方公共団体への情報提供等について、ホームページのほか、リコール情報サイト（<http://www.recall.go.jp>）やSNS（https://twitter.com/caa_shohishacho）等を通じ、消費者に周知を図っています。

また、平成23（2011）年度から重点的に取り組んでいる食品中の放射性物質については、基準値や検査結果等、食品等の安全の問題を分かりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」と、理解のポイントを整理してハンディタイプにまとめた「食品と放射能Q&Aミニ」を適宜更新して提供しています。

（http://www.caa.go.jp/jisin/food_s.html）



食品と放射能Q&A

食品と放射能Q&Aミニ

食品安全委員会では、食品健康影響評価（リスク評価）に係る審議経過の透明性の確保と情報提供のため、食品安全委員会の会合や各種専門調査会等について、原則公開とし、議事録や配布資料を迅速にホームページで公開しているほか、季刊誌「食品安全」（年4回発刊）において、主なリスク評価結果について、図表を交えて分かりやすく説明しています。

（食品安全委員会ホームページ季刊誌「食品安全」に掲載。）

（<http://www.fsc.go.jp/sonota/kikansi/kikansi.html>）

これらに加え、原則毎週メールマガジンを配信し、食品安全委員会や専門調査会の審議結果の概要や開催案内等の食品の安全性に関する情報をタイムリーに提供するとともに、食品の安全に関して実生活に役立つ情報や安全性の解説、Q&A等を月2回、「読み物版」として配信しています。さらに、ソーシャルメディア（「Facebook」、ブログ）を活用し、食品の安全に関して社会的に注目されている食中毒に関する予防等について適時適切な情報発信を行っています。

また、国民の食品安全に関する理解を促進するために、主に一般消費者を対象とした「食品を科学する－リスクアナリシス（分析）講座」を行うとともに、新たに食品関係事業者、研究者等食品関係の専門家を対象とした講座「精講：食品健康影響評価～加熱時に生じるアクリルアミドの食品健康影響評価及び低減対策～」を開催しました。

さらに、国内外の食品の安全性に関する情報等をデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)に蓄積し、ホームページを通じて公開し、情報の共有と利便性の向上に努めています。



食品安全委員会「精講：食品健康影響評価～加熱時に生じるアクリルアミドの食品健康影響評価及び低減対策～」の様子
(平成29（2017）年3月16日)

加えて、食品安全に関する論文、食品安全委員会が取りまとめたリスク評価の内容などを国内外に広く発信するため、英文電子ジャーナル「Food Safety」を年4回発行しています。

厚生労働省では、消費者が食品の安全性確保について正しい知識が得られるよう、リーフレットやパンフレット等の普及啓発資材を作成するとともに、ホームページにおいて、食品添加物、残留農薬等の規格

基準や監視状況をはじめとする施策に関する情報のほか、家庭でできる食中毒予防等についての情報発信を行っています。

(厚生労働省HP「食中毒」：

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/index.html

また、平成29（2017）年1月からは食品安全に特化した公式の「Twitter」を新たに開設し、食中毒の予防啓発などを積極的に発信しています。（厚生労働省食品安全情報@Shokuhin_ANZEN）

さらに、近年、高齢者における有毒植物の誤食による食中毒事例が増加していることを踏まえ、ターゲットを明確にしたリーフレット等を作成し、情報提供しました。

(厚生労働省HP「有毒植物による食中毒に関する注意喚起」：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122955.html>

ハチミツを原因とする乳児ボツリヌス症についても、死亡事案が発生したことから、改めて1歳未満の乳児にハチミツを与えないよう保護者へ注意喚起するとともに、食品事業者へハチミツ及びハチミツを含む食品は「1歳未満の乳児には与えないで下さい。」という情報を、表示などにより消費者に分かりやすく提供するよう周知しました。食品の安全に関する正確な情報について、関係府省庁が連携し、消費者へ確実に届かせることが必要です。

(厚生労働省HP「ハチミツを与えるのは1歳を過ぎてから」：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161461.html>

その他にも、季節に応じて増加する食中毒（ノロウイルス、毒キノコ、有毒植物等）については、特に注意が必要な時期に政府広報を通じて消費者への注意喚起を実施しています。

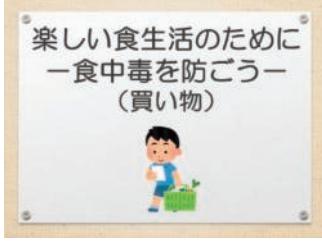
アレルギーについては、「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）が施行され、平成29（2017）年3月には、同法に基づき、アレルギー疾患対策基本指針が告示されました。本指針では、国民が、アレルギー疾患に関し、科学的知見に基づく適切な医療に関する情報を入手できる体制を整備することとされており、今後は、「食品表示法」（平成25年法律第70号）

に基づく義務表示又は推奨表示の充実に努めるとともに、食物アレルギー等のアレルギー疾患に関する情報提供の充実のためのホームページの整備等を進めています。

なお、食品のアレルギー表示については、食品表示法に基づく食品表示基準により、個々の原材料又は添加物の直後に、それぞれに含まれる特定原材料等（小麦など発症数等から特にアレルギーを起こしやすいものとして、表示が義務化・推奨されたもの）を表示する「個別表示」を原則とするよう義務付けています。

農林水産省は、消費者が健全な食生活を送るには、食品の安全性についての正しい知識を持ち、適切に食品を選び、取り扱うことが重要であるとの観点から、ホームページやセミナーによる情報提供を行っています。「安全で健やかな食生活を送るために」(<http://www.maff.go.jp/j/fs/index.html>)

というページでは、「健やかな食生活を送るためにのポイント」、「新鮮でおいしい食品の選び方・家庭での取り扱い方」など、消費者の日常生活に役立てていただけるよう情報を掲載しています。平成28（2016）年度は、動画「楽しい食生活のために一食中毒を防ごうー」（買い物編・調理編・食事編）を作成し、掲載しました。

買い物編	調理編	食事編
		

動画「楽しい食生活のために一食中毒を防ごうー」（買い物編・調理編・食事編）

また、社会的に関心の高い食品安全関連のテーマについてタイムリーに発信しています。
(http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_chem/wadai.html)

さらに、「家庭でできる食品安全～食品の購入から片付けまで～」と題し、有害な化学物質や微生物を増やさない/減らすために、食品の購入から食事の後片付けまで、家庭でできることをテーマとしたセミナーを開催しました。

加えて、メールマガジン「食品安全エクスプレス」（平成29（2017）年1月末日現在の登録者数：約1万7千人）において、農林水産省をはじめ関係府省による報道発表資料、意見・情報の募集、審議会、意見交換会等の開催情報等を毎日発信し、食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供しています。

農林水産省 [english](#) [キッズサイト](#) [サイトマップ](#) [文字サイズ](#) [検索](#) [大きくなる](#)

会員・報道・広報 [政策情報](#) [統計情報](#) [申請・お問い合わせ](#) [農林水産省について](#)

ホーム > [健康・政策](#) > [消費・安全](#) > [安全で健やかな食生活を送るために](#)

最終更新日：平成29年2月13日

注目情報

- 山巣のおいしい市町が育つきました。農産物を買って食べないように気をつけましょう。詳しくは「[野菜・山巣と共に育む農産物](#)」をご覧ください。[平成29年2月13日] [new](#)
- 高齢者性イソフリエンザに警戒。若者・高齢者の多いものをQ&A形式で掲載しています。詳しくは「[農インフルエンザについて知りたい方へ](#)」[平成25年11月21日改定]をご覧ください。[平成26年11月30日]
- 動画「[楽しい食生活のために一食中毒を防ごうー](#)」（買い物編・調理編・食事編）を掲載しました。[平成28年7月]
- 高齢者性イソフリエンザに警戒。若者・高齢者の多いものをQ&A形式で掲載しています。詳しくは「[農インフルエンザについて知りたい方へ](#)」[平成25年11月21日改定]をご覧ください。[平成26年11月30日]
- 「[食品に含まれるアクリルアミドを減らすためにできること](#)」ページを作成しました。[平成28年2月3日]
- 「[肥料の供給表示問題について](#)」ページを作成しました。[平成27年12月4日]

はじめに

「健康のために食生活に気をつけたい」「食中毒がこわいけどどうしたら防げるの？」「たくさんの食品の中から良いものを見分ける力が身につけたい」と感じている方もいらっしゃると思います。健全な食生活を送る上で、食品の安全性について正しい知識を持ち、食品を適切に選び、取り扱うことはとても大切なことです。「そんなの難しいしめんどくさい」と思う人もいるでしょう。でも、これまでの習慣を少し見直し、ほんのちょっと工夫するだけでより健全な食生活に近づける私たちもいます。

そこで、皆様が安全で健やかな食生活を送るために役立つ私たちが考案した情報を掲載しました。

ご家庭でできること

皆様の日々の生活中で簡単に使っていただける情報を選び、掲載いたしました。まずは四冊のあるページからご覧ください。

健やかな食生活のために (掲載：平成20年2月26日、最終更新：平成27年4月13日)

食べるところと健康にはとても深い関係があります。色々な食品を使った食事を選択、1日3回きちんとすることの大切さや、無理なダイエットがいけないけれど、健やかな食生活のための情報をお知らせします。

食中毒から身を守るには (掲載：平成18年7月4日、最終更新：平成28年7月19日)

食中毒は、正しい知識をもって行動すれば避けたり、影響を小さくしたりすることができます。きちんと手を洗うことはじめとする、食中毒を予防するために役立つ情報をお知らせします。

column
コラム

子供と保護者への食品安全に関する情報提供の取組について

消費者庁では、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省と共に、夏休みの期間に行われた「夏休み 2016 宿題・自由研究大作戦！」（東京3日間、仙台2日間、大阪3日間）及び「朝小サマースクール in 昭和女子大学 2016」（東京2日間）に参加し、多くの小学生とその保護者に、身近なテーマである「食と暮らしの安全」について改めて考えていただく取組を実施しました。

「何ができるか考えよう！ 親子で学ぶ、食と暮らしの安全」をテーマとして両イベントにブース出展し、食品中の放射性物質をはじめ、生活に直結する食品安全や暮らしの安全に関する6つのテーマについて、ミニセミナー、ポスター・パネル展示、タブロイド新聞を作成するワークショップで、情報提供を行いました。

また、各会場で、食品に関するリスクコミュニケーション「知ろう！ 考えよう！ 親子で学ぶ、食品中の放射性物質」も開催しました。

ミニセミナーは各府省庁の担当者が講師となり、クイズ形式や実習によって、子供たちに参加してもらしながら行いました。

ワークショップでは、子供達が「食と暮らしの安全を守る12のもんだい」から気になる2つを選び、その答と理由を調べて書き、自分だけのオリジナル新聞を作成しました。

食品に関するリスクコミュニケーション「知ろう！ 考えよう！ 親子で学ぶ、食品中の放射性物質」では、東京大学の小豆川勝見先生が、放射線測定機を使って、隠した放射性物質を探したりしながら、放射線の特徴や、食品中の放射性物質の測定方法や注意点を、分かりやすく説明しました。消費者庁の担当者からも、食品中の放射性物質には全ての方が安心して食べら



ブース内ミニセミナー、
ワークショップの様子



食品に関する
リスクコミュニケーションの様子

ワークショップ用タブロイド新聞
「何ができるか考えよう！親子で学ぶ、食と暮らしの安全」(平成28年夏号)

れるように基準値が決められており、この基準値を下回る食べ物のみが流通するように検査が実施されていると説明しました。

この取組では、通常の意見交換会等にご参加いただけない方々にも広く情報提供することができました。今後も、様々な手法を検討し、多くの消費者に対し、分かりやすい情報提供に努めてまいります。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所では、平成29(2017)年1月に、幼児の保護者に向けたリーフレット「幼児にサプリメントは必要ですか?」を作成し、公表しました。

最近では、子供をターゲットにしたサプリメント等も販売されるようになり、「栄養バランスがよい」などの宣伝文句にひかれ、幼児にサプリメントを与えていたる保護者もいると報告されています。

成長段階にある幼児は、食べ物による味覚・感覚を身に付ける重要な時期でもあります。安易にサプリメントを利用するのではなく、今まで食べてきただの食品を色々組み合わせて食べる方が安全であり、食育にもつながります。

このような状況を踏まえ、本当に幼児にサプリメントが必要なのかどうか、将来の子供の食生活に対する影響を考えながらサプリメントを与える前にチェックしたいポイントを「まんが版」、「チェックシート版」、「クイズ版」の3バージョンで紹介しています。

リーフレット(まんが版)

「幼児にサプリメントは必要ですか?」

まんが版 <https://hfnet.nih.go.jp/usr/kiso/pamphlet/2016childBL.pdf>

チェックシート版 <https://hfnet.nih.go.jp/usr/kiso/pamphlet/2016childAL.pdf>

クイズ版 <https://hfnet.nih.go.jp/usr/kiso/pamphlet/2016childCL.pdf>

「健康食品」の安全性・有効性情報サイト <https://hfnet.nih.go.jp>

5つのポイント

- (1) 品質は大丈夫?
- (2) 本当にあなたの子供は栄養不足?
- (3) サプリメントのメリットとデメリットは?
- (4) 幼児の健康にいいという情報は誰から出している?
- (5) 通常の食品より安全?